



職員による海岸巡視を毎週行っています。
 お気軽にお声かけください。

記事

- ◇ 突堤建設工事のお知らせ
- ◇ 大炊田海岸、住吉海岸の侵食状況とその対応
- ◇ 住吉・大宮・檳振興会で出前講座を行いました！

突堤建設工事のお知らせ

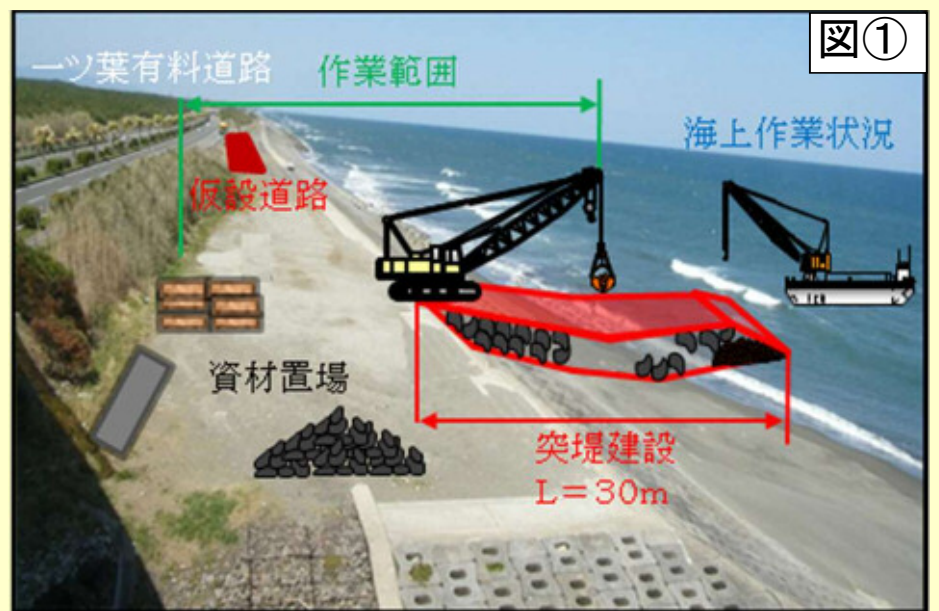
「宮崎海岸の侵食対策」の1つである「南への流出土砂を減らす」ことを目的として、突堤の建設工事を開始します。平成24年9月下旬から仮設道路等の工事に着手した後、順次、突堤の建設工事を進めます。今年度の工事期間は、平成25年2月20日（水）までの予定です。

工事期間中は、主にクレーン車等の重建設機械による作業が中心となります。（図①参照）

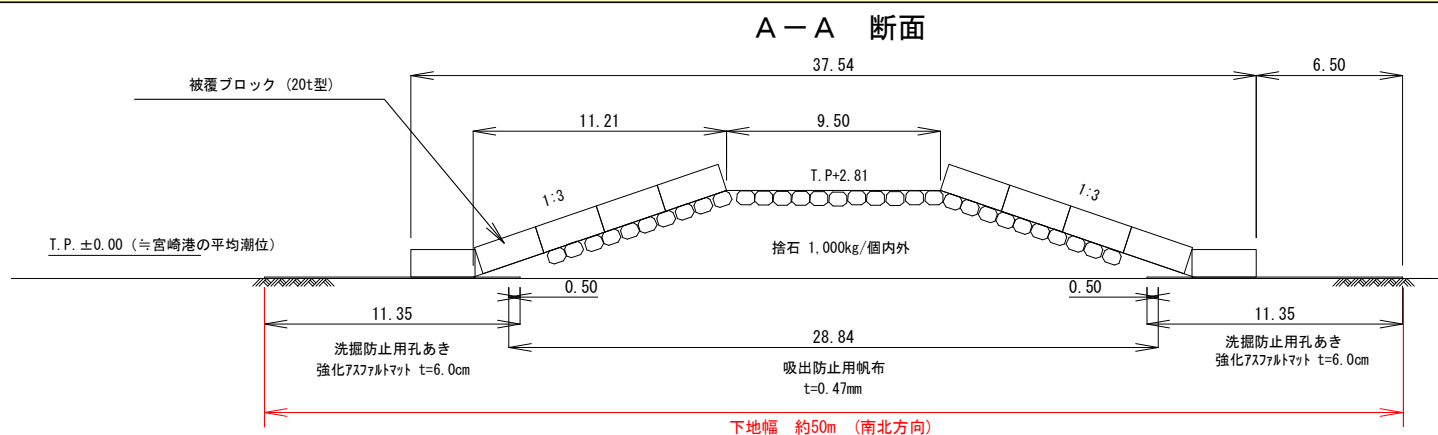
また、南北の沿岸方向も、下地を含めると50m程度の幅を要する工事となります。（図②参照）

そのため、海岸を利用される皆様との接触による事故防止に努めることを目的として、工事施工範囲と海岸利用が可能な範囲の分離します。（図③参照）

安全作業に努めますので御協力のほどよろしくお願い致します。なお、工事に関するお問合せは、宮崎海岸出張所までご連絡ください。（連絡先は裏面に記載しています。）



図①



図②



図③

【凡例】

- : 工事施工範囲
 ※分離期間中は当該区間を通れなくなります。
- : 杭とロープによる陸上区域分離
 ※平成24年9月20日から平成25年2月20日まで、仮設道路及び突堤建設の期間設置します。
- : ブイとロープによる海上区域分離
 ※平成24年10月15日から平成25年2月20日まで、突堤建設の期間設置します。

大炊田海岸、住吉海岸の侵食状況とその対応

両海岸ともに、昨年度末までに砂丘の前面で養浜（一部区間では袋詰玉石も設置）を実施しました。また、大炊田海岸においては、6月の台風3号、4号に対する緊急的な補強工事（本誌第35号参照）を実施し、砂丘の崩落の抑制・軽減を図ってきましたが、8月の台風15号、9月の台風16号等の高波浪により、養浜がほぼ流出して砂丘の崩落が発生している区間が現れています。

その対策として、国土交通省では、埋設護岸を設置することとしており、昨年度末から今年度末までの予定で現地実験等（本誌第33号参照）を行っているところです。一方で、その結果が出るまでの当面の対応としては、昨年度（本誌第31号参照）に引き続き養浜を砂丘に寄せて実施し、砂丘の崩落を抑制・軽減を図ります。なお、砂丘の背後に建物等の施設が迫っている箇所については、袋詰玉石も併せて設置します。

工事は、早ければ9月下旬から着手する予定です。本誌でも随時お知らせしますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

①養浜のイメージ



砂浜の安定や回復のため、砂浜や海に土砂を人工的に供給するものです。砂丘に寄せて実施すると、その崩落を抑制する効果も期待できます。

②袋詰玉石のイメージ



こぶし大の石をネットに詰めたもの。主に洗掘（流水で土砂が削り取られる現象）対策として用いられます。

住吉・大宮・櫛振興会連絡協議会で出前講座を行いました！

8月23日（木）に開催された住吉・大宮・櫛振興会連絡協議会総会において、宮崎海岸の現状や海岸侵食の状況、今年度実施予定工事の概要などについてご説明しました。

参加された同振興会役員の方々に熱心にお聞きいただき、その後の質疑応答では、「早急に対策を実施してほしい」などのご意見をいただいたところです。

今後も小学校や地域づくり協議会への出前講座の機会を設けたいと考えておりますので、ご要望がありましたら宮崎海岸出張所までお気軽にご連絡ください。

海岸事業へのご理解・ご協力を
よろしくお願い致します。



【次号予告】「第19回 宮崎海岸市民談義所」の結果報告

「第19回 宮崎海岸市民談義所」を9月27日（木）に開催致します。次号では、その内容を報告する予定ですので、是非、御覧ください。

海岸に関するご相談やご意見・ご質問などありましたら

かいがん そうだんじょ
○海岸よろず相談所○

こくどうつうしゅう みやざきかせんこくどうじむしょ みやざきかいがんしゅつちょうしょ
【国土交通省 宮崎河川国道事務所 宮崎海岸出張所】

にご連絡下さい。

TEL：0985-62-7050/FAX：0985-62-7051

〒880-0211 宮崎県 宮崎市 佐土原町 下田島 9515-6

【旧 宮崎地方方法務局 佐土原出張所】

※宮崎河川国道事務所ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

※海岸情報（宮崎海岸Publication）

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/html/kasen/sskondan/index.html>

↑前号までの「海岸よろず相談所だより」は、こちらから御覧いただけます。

